


報道機関各位

令和元年（2019年）11月8日（金）13時00分配付

項目	令和元年度(2019年度)オホーツク地域児童虐待防止講演会について
配付資料	令和元年度(2019年度)オホーツク地域児童虐待防止講演会開催要領、講師紹介文
内容及び報道に当たってのお願い	<p>1 日時 令和元年(2019年)11月19日(火)13:30~16:00</p> <p>2 会場 北海道立北見高等技術専門学院 1階講堂 [住所:北見市末広町356-1 電話:0157-24-8024]</p> <p>3 目的 児童虐待による死亡事件など重大な事例の発生を防ぐため、児童虐待防止月間にあたり、児童虐待の防止について広くオホーツク・上川・留萌・宗谷管内児童福祉関係者及び一般住民の意識啓発を図るため、「法務省人権啓発活動地方委託事業」により講演会を開催する。</p> <p>4 主催 北海道林-ツ総合振興局保健環境部児童相談室(北海道北見児童相談所) 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室(北海道旭川児童相談所)</p> <p>5 内容 講演:「子どもの性被害の実態と課題」 講師:須田布美子法律事務所 弁護士 須田 布美子 氏</p> <p>6 対象者 一般参加希望者、民生・児童委員、人権擁護委員、市町村保健・福祉担当職員、地域子育て支援センター職員、保育関係者、児童家庭支援センター職員、児童福祉施設職員、里親、弁護士、教育関係者、医療関係者、警察関係者等</p> <p>7 その他 当日参加も受け付けています。参加費は無料です。</p>
担当窓口	<p>北海道オホーツク総合振興局保健環境部 児童相談室地域支援課 地域支援課長 堀 美智枝 直通電話 0157-24-3498</p> 

## 令和元年度(2019年度)オホーツク地域児童虐待防止講演会開催要領

### 1 目的

児童虐待は児童の著しい権利の侵害であり、心身の健全な発達に影響を及ぼし、時には生命までもが危険にさらされてしまうことから、その防止を図るため、平成12年(2000年)11月20日に「児童の虐待防止等に関する法律」が施行され、逐次その改正がなされてきている。

また、児童虐待防止対策の充実強化を図るため、平成16年(2004年)の児童福祉法改正により、平成17年(2005年)4月1日からは、児童虐待に対するよりきめ細やかな取組みが都道府県、市町村、児童福祉施設、民間団体などに求められることとなり、要保護児童対策地域協議会など子育てネットワークを活用して社会全体で取り組まれている。

さらに、平成28年(2016年)の児童福祉法改正では、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図ることとされた。

しかしながら、依然として全国的に児童虐待による死亡事件が発生しており、このような重大な事例の発生を防ぐため、児童虐待の防止について広くオホーツク・上川・留萌・宗谷管内児童福祉関係者及び一般住民に周知するとともに、意識啓発を行うことを目的に、児童虐待防止推進月間の事業として「法務省人権啓発活動地方委託事業」により講演会を開催する。

### 2 主催

北海道オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室(北海道北見児童相談所)

北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室(北海道旭川児童相談所)

### 3 日時

令和元年(2019年)11月19日(火)13:30~16:00

### 4 場所

北海道立北見高等技術専門学院(北見市末広町356-1)

### 5 対象者

一般参加希望者、民生・児童委員、人権擁護委員、市町村保健・福祉担当職員、地域子育て支援センター職員、保育関係者、児童家庭支援センター職員、児童福祉施設職員、里親、弁護士、教育関係者、医療関係者、警察関係者、児童相談所職員等

### 6 内容

講演 「子どもの性被害の実態と課題」

講師 須田布美子法律事務所 弁護士 須田 布美子 氏

### 7 参加申込

別紙により、令和元年(2019年)11月8日(金)までに北海道オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室(北海道北見児童相談所)に申し込む。

令和元年度(2019年度)オホーツク地域児童虐待防止講演会

～ 講師紹介～

須田布美子法律事務所 弁護士 須<sup>す</sup>田<sup>だ</sup>布<sup>ふ</sup>美<sup>み</sup>子<sup>こ</sup>氏

1993年3月 早稲田大学第一文学部卒業 民間企業に就職

友人が悪徳商法にひっかかってしまったことをきっかけに 通信教育課程で法学部<sup>に</sup>入学し、法律事務所で事務員として勤務する

1999年11月 中央大学法学部 通信教育課程卒業

2004年4月 最高裁判所司法研修所に入所(第58期司法修習生)

2005年10月 弁護士登録 鈴木貞司法律事務所勤務

2010年11月 札幌市中央区に須田布美子法律事務所を開設 現在に至る

離婚やDV・セクハラ・パワハラ・性的マイノリティの方の相談に積極的に対応している。金銭トラブルや借金トラブル・企業法務に関する相談を、女性弁護士の目線から、親身になって問題解決する法律事務所を目指している。